【診療報酬に関するお知らせ】

◆電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準を満たし、当該加算を算定しています。

- **オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得した診療情報を活用して診療を行っています。**
- **患者様の同意のもと、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用しています。**
- **マイナ保険証の利用を推進し、医療 DX を通じて質の高い医療の提供に努めています。**

◆機能強化加算について

斐川生協病院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しております。
当院では必要に応じ、以下の取り組みを行っております。

- **患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。**
- **専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。**
- **健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。**
- **保健・福祉サービスに関する相談に応じます。**
- **診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。**

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は以下で検索できます。

「島根県医療機能情報システム」のご案内　（https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=32）

このシステムは、医療機関の医療機能情報を住民に分かりやすく公表することで、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援するものです。

◆一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

◆オンライン資格確認について

当院ではオンライン資格確認を行っています。
診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

◆生活習慣病管理料 1・2について

2024 年 6 月の診療報酬改定によりこれまでの『特定疾患療養管理料』は廃止され、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行します。

それに伴い、6 月 1 日より当院でも厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行させていただきます。

つきましては、患者様へ以下のことをお願い致します。

◎個々に応じた目標設定をし、医師より具体的な指導を行います。

◎指導内容を記載した『療養計画書』へのご署名（サイン）をお願いします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や２８日以上の長期の投薬を行う場合がございます。

◆長期収載品の選定療養について

長期収載品の選定療養費とは、令和 6 年の診療報酬改定により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合、差額の 4 分の 1 を自己負担していただく制度です。上記のため、長期収載品を希望された場合、選定療養費として自己負担が発生します

医療関係法規による指定

・労災指定病院

・労災二次健康診断等給付指定医療機関

・被爆者一般疾病医療機関

・難病指定医療機関

・結核予防法指定医療機関

・指定自立支援医療機関

・生活保護法指定医療機関